三　位置
四　指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）
五　学則（課程、修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）
六　長の氏名
第五条の次に次の一条を加える。
（変更の承認又は届出に関する報告）
第五条の二　令第十一条第三項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。
一　変更の承認に係る事項（第四条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。）　当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間
二　変更の届出又は通知に係る事項　当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間
第六条中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。
2　令第十二条第二項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第二号に掲げる事項とする。
第六条の次に次の一条を加える。
（指定の取消しに関する報告事項）
第六条の二　令第十四条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。
一　設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
二　名称
三　位置
四　指定を取り消した年月日
五　指定を取り消した理由
（臨床検査技師学校養成所指定規則の一部改正）
第七条　臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。
第二条中「第十条」を「第十条第一項」に改める。
第三条の次に次の一条を加える。
（指定に関する報告事項）
第三条の二　令第十条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。
一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
二　名称
三　位置
四　指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）
五　学則（修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）
六　長の氏名
第五条の次に次の一条を加える。
（変更の承認又は届出に関する報告）
第五条の二　令第十二条第三項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。
一　変更の承認に係る事項（第四条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。）　当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間
二　変更の届出又は通知に係る事項　当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間
第六条中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同条の次に次の一項を加える。
2　令第十三条第二項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第二号に掲げる事項とする。
第六条の次に次の一条を加える。
（指定の取消しに関する報告事項）
第六条の二　令第十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。
一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
二　名称
三　位置
四　指定を取り消した年月日
五　指定を取り消した理由
（視能訓練士学校養成所指定規則の一部改正）
第八条　視能訓練士学校養成所指定規則（昭和四十六年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。
第二条中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（指定に関する報告事項）
第二条の二　令第十条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。
一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
二　名称
三　位置
四　指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）
五　学則（修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）
六　長の氏名
第四条の次に次の一条を加える。
（変更の承認又は届出に関する報告）
第四条の二　令第十二条第三項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。
一　変更の承認に係る事項（第三条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。）　当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間
二　変更の届出又は通知に係る事項　当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間
第五条中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。
2　令第十三条第二項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第二号に掲げる事項とする。
第五条の次に次の一条を加える。
（指定の取消しに関する報告事項）
第五条の二　令第十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。
一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
二　名称
三　位置
四　指定を取り消した年月日
五　指定を取り消した理由